



平成 25 年 8 月 5 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社	理 経
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長	黒 田 哲 夫
	(コード番号 8226 東証第二部)	
問 い 合 せ 先	取 締 役 総 務 部 長	古 畑 直 樹
電 話 番 号	0 3 - 3 3 4 5 - 2 1 5 0	

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年8月5日開催の取締役会において、下記のとおり単元株式数の変更及び定款の一部を変更することについて決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社単元株式数を変更するものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を500株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成25年10月1日（火曜日）

(ご参考) 平成25年10月1日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位も100株に変更されることとなります。

(4) 望ましい投資単位の考え方について

単元株式を100株に変更することにより、東京証券取引所の有価証券上場規程第445条に定める、望ましい投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を下回ることが想定されますが、当社といたしましては、引き続き企業価値を上げるべく、業績の向上に努め、望ましいとされる投資単位の水準への移行及びその維持に努力して参ります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更後
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>500</u> 株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 <u>附則</u> <u>第1条 第8条の変更は、平成25年10月1日から効力を生じるものとする。</u> <u>2. 本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 効力発生日

平成25年10月1日(火曜日)

以上